

規程②

商工労働部における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程

平成27年10月1日

産技第593号の1 産業技術課長通知

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県商工労働部産業技術課が所管する試験研究機関(以下「研究所」という。)における不正行為に関する通報窓口(以下「通報窓口」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通報窓口の設置)

第2条 研究所に設置する通報窓口及び窓口責任者は、別表のとおりとする。

(通報の取扱い)

第3条 不正行為に関する通報の方法は、原則として申立書(別紙様式)によるものとする。

2 通報は、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されなければならない。

3 前2項の規定は、不正行為が行われようとしているなどの通報又は不正行為の疑いがあるとの通報がなされた場合において、これを準用する。

4 通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者及び当該コンプライアンス推進責任者に報告する。

5 前項の報告を受けた統括管理責任者は、通報内容の真偽等を確認、調査の上、原則として通報を受け付けた日から20日以内に通報者に対して受理報告書(別紙様式)により受理したことを通知しなければならない。但し、通報を受理しない場合は、適切な方法で通報者に通知するものとする。

6 匿名による通報については、通報者が判明した場合は、速やかに前項に準じて通報者に通知するものとする。

(秘密保持)

第4条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るために、適切な措置を講じなければならない。

2 通報窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護等)

第5条 研究所の長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを研究所内外に周知するものとする。

2 研究所の長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通

報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 3 研究所の長は、相当な理由なしに、単に通報されたことをのみをもって、被通報者の競争的資金等を含む研究費による契約行為を禁止したり、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(雑則)

第6条 この規程で定めるもののほか、通報窓口に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別表(第2条関係) 機関等名

研究所等名	通報窓口	窓口責任者
	研究活動における不正行為に関すること	
工業技術研究所	企画調整課管理調整係	企画調整課長
産業技術センター	管理調整係	管理調整係長
情報技術研究所	管理調整係	管理調整係長
セラミックス研究所	管理調整係	管理調整係長
生活技術研究所	管理調整係	管理調整係長

別紙様式(第3条第1項関係)

申立書

申立日:平成 年 月 日

最高管理責任者

岐阜県商工労働部産業技術課長 様

所 属:

職 名:

氏 名:

連絡先:

商工労働部における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程第3条第1項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申し立てを行います。

記

1. 対象研究者の所属、職名等、氏名

所属

職名等

氏名

2. 不正行為の種類:(捏造・改ざん・盗用・研究費の不適正な使用の別)

3. 不正行為の内容

4. 不正行為の発生時期

年 月

5. 不正行為の発生場所

6. 証拠資料

7. 対象資金について(わかる範囲で記入してください。)

資金配分機関:

資金名称:

課 題 名:

課題番号:

8. その他参考となる事項(記述は任意とします。)

別紙様式(第3条第5項関係)

受理報告書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇様

所 属:岐阜県商工労働部産業技術課

職 名:総括管理責任者

氏 名:

連絡先:

平成 年 月 日に、あなたから受けた通報は、平成 年 月 日付けで研究活動における不正行為についての通報として受理しましたので、商工労働部における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程第3条第5項の規定により、通知します。